

◎新潟県告示第950号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド（通称名：o r t h o－M e t h y l f e n t a n y l、o－M e t h y l f e n t a n y l）及びその塩類
- (2) 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：5－M e t h y l e t o d e s n i t a z e n e、E t o m e t h a z e n e）及びその塩類
- (3) 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名：4－P r O－DMT）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年10月30日